

098 - 1203

上川郡 下川町 共栄町 3番地 日昇団地  
特3-2

岩下 和美

様

202502556728008 00001

産前産後免除制度は、平成31年4月1日からの制度施行のため、制度施行日以降の期間について免除該当月の記載をしております。

産前産後保険料免除に該当した期間と国民年金保険料免除・納付猶予または国民年金保険料学生納付特例承認期間が重複した場合は産前産後保険料免除が優先されます。

産前産後保険料免除に該当した期間は、国民年金保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されず。また、当該期間は付加保険料を納付することができませんので、希望される方は、市区町村・年金事務所にお問い合わせください。

※産前産後保険料免除に該当した期間の国民年金保険料を既に納付されている方は、後日、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書を送付させていただきます。

### 国民年金保険料産前産後免除該当通知書

さきに届出のあった国民年金保険料産前産後免除該当届について審査した結果、国民年金保険料の産前産後免除に該当していましたのでお知らせします。

したがって、国民年金保険料は以下の月分について、免除されます。

基礎年金番号	0157-902223
被保険者氏名	岩下 和美
住所	上川郡 下川町 共栄町 3番地 日昇団地 特3-2
免除該当月	令和 8年 4月 から 令和 8年 7月 まで

第 25 号

令和 8年 3月 17日

日本年金機構理事長



◆ ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

〒070 - 8505

旭川市宮下通 2丁目1954-2

旭川年金事務所

TEL (0166) 25-5606

